

春日井市市街地再開発事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業（以下「市街地再開発事業」という。）又は優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年建設省住街発第63号）に基づく優良建築物等整備事業（以下「優良建築物等整備事業」という。）を施行する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、春日井市総合計画、春日井市都市計画マスタープラン等市の施策に位置づけられた事業で、かつ、市街地再開発事業（組合施行、個人施行、都市基盤整備公団施行、地域振興整備公団施行及び地方住宅供給公社施行）等に係る国庫補助採択基準及び実施要領（昭和61年建設省住街発第34号）に規定する国庫補助採択基準に適合する市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業とする。

(補助等)

第3条 補助事業の内容、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第3号の規定により添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 年度別事業計画内訳書
- (2) 交付申請額の算出方法等
- (3) 補助事業区域図
- (4) 補助事業関係権利者の同意書（市街地再開発組合にあっては総会の決議を証する書面）

(申請の取下げのできる期間)

第5条 規則第5条第1項の規定により取下げのできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、原則として規則第10条の規定による補助金の額を確定した後交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金額確定通知書又は規則第4条第1項の規定による交付決定通知書を受け取った後、速やかに補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第9条による実績報告書は、補助事業実績報告書に収支決算書を添えて、補助事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までにしなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業が補助金の交付決定のあった年度の翌年度にわたるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月5日までに年度終了実績報告書を、補助事業完了の日から起算して20日を経過した日までに補助事業実績報告書を提出しなければならない。

(仮設店舗等の管理及び処分)

第8条 補助事業者は、仮設店舗等を設置した場合は、仮設店舗等の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うよう努めなければならない。

2 補助事業者は、仮設店舗等の管理状況を毎年度末に市長に報告しなければならない。

3 補助事業者は、仮設店舗等の使用計画期間を経過したときは、速やかに撤去しなければならない。ただし、当該仮設店舗等を撤去できない理由があるときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

4 特別の事情により仮設店舗等を引き続いて管理することが不相当と認められるときは、市長の承認を得て用途を廃止することができる。ただし、耐用年数を経過したものについては、この限りではない。

5 前項の場合において耐用年数前に仮設店舗等を撤去するときには、同種の事業に継続使用する場合を除き、残存価格（補助対象建設費に残存価額率を乗じた額をいう。）に補助率を乗じて得た額を市長に返還しなければならない。

(事業完了期日の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業交付決定通知書に付された期日までに事業を完了しないときは、速やかに完了期日の変更報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(工事着手等の届出)

第10条 補助事業者は、次に掲げる工事については、着手及び完了の届けを市長にしなければならない。

- (1) 建築物の除去工事
- (2) 仮設店舗等設置工事
- (3) 施設建築物の建築工事

(帳簿等の保存等)

第11条 規則第12条に規定する帳簿等は、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 規則第12条に定めるもののほか、補助事業者が「補助事業等における残存物件の取り扱いについて」（昭和34年3月12日付け建設省発会第74号）に定められている

物品を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。

- 3 附帯事務費の使途基準については、「住宅関係補助事業の附帯事務費等の使途基準について」（昭和39年4月1日付け建設省住発第96号）の「附帯事務費」の項に準ずるものとする。

（書類の提出部数）

第12条 規則及びこの要綱の規定により、市長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業	補助対象経費			内容	補助率
	区分				
市街地再開発事業	市街地整備	調査設計計画	1 事業計画作成費	市街地再開発事業等補助要領（昭和62年建設省住街発第47号。以下「国の要領」という。）に定めるところによる。	国の要領による補助対象経費の3分の2以内（都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、立地適正化計画に位置付けられる事業として実施される市街地再開発事業における土地整備及び共同施設整備にあつては、10分の9以内）
			2 地盤調査費		
			3 建築設計費		
			4 権利変換計画作成費		
	土地整備	共同施設整備	1 建築物除却等費		
2 仮設店舗等設置費					
3 補償費等					
附帯施設整備費					
附帯事務費					
市街地総合再生施設整備			1 公開空地等の整備		
			2 住宅等の建設		
優良建	市街	調査設計計画	1 基本構想作成費 2 事業計画作成費 3 地盤調査費 4 建築設計費	国の要領に定めるところによる。	国の要領による補助対象経費の3分の2以内

築 物 等 整 備 事 業	地 整 備	土地	1 建築物除却等費		
		整備	2 補償費等		
	備 施 設 整 備	共同	1 空地等整備費		
		施設	2 供給処理施設整備費		
整備		3 その他の施設整備費			
		附帯事務費			